

平成20年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1. 平成20年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	3
2. 平成20年度の取組と総括について	7
3. 平成21年度の収納対策について	20

1 平成20年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約315万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）
- ※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られたところ。

《公的年金加入者の状況（平成20年度末）》

(6,949万人)

公的年金加入者 6,940万人				
第1号被保険者（注3） 2,001万人		第2号被保険者 3,895万人		第3号被保険者 1,044万人 (注3)
免除者318万人 学特・猶予者 202万人	保険料納付者	厚生年金保険（注3） 3,444万人	共済組合（注4） 451万人	

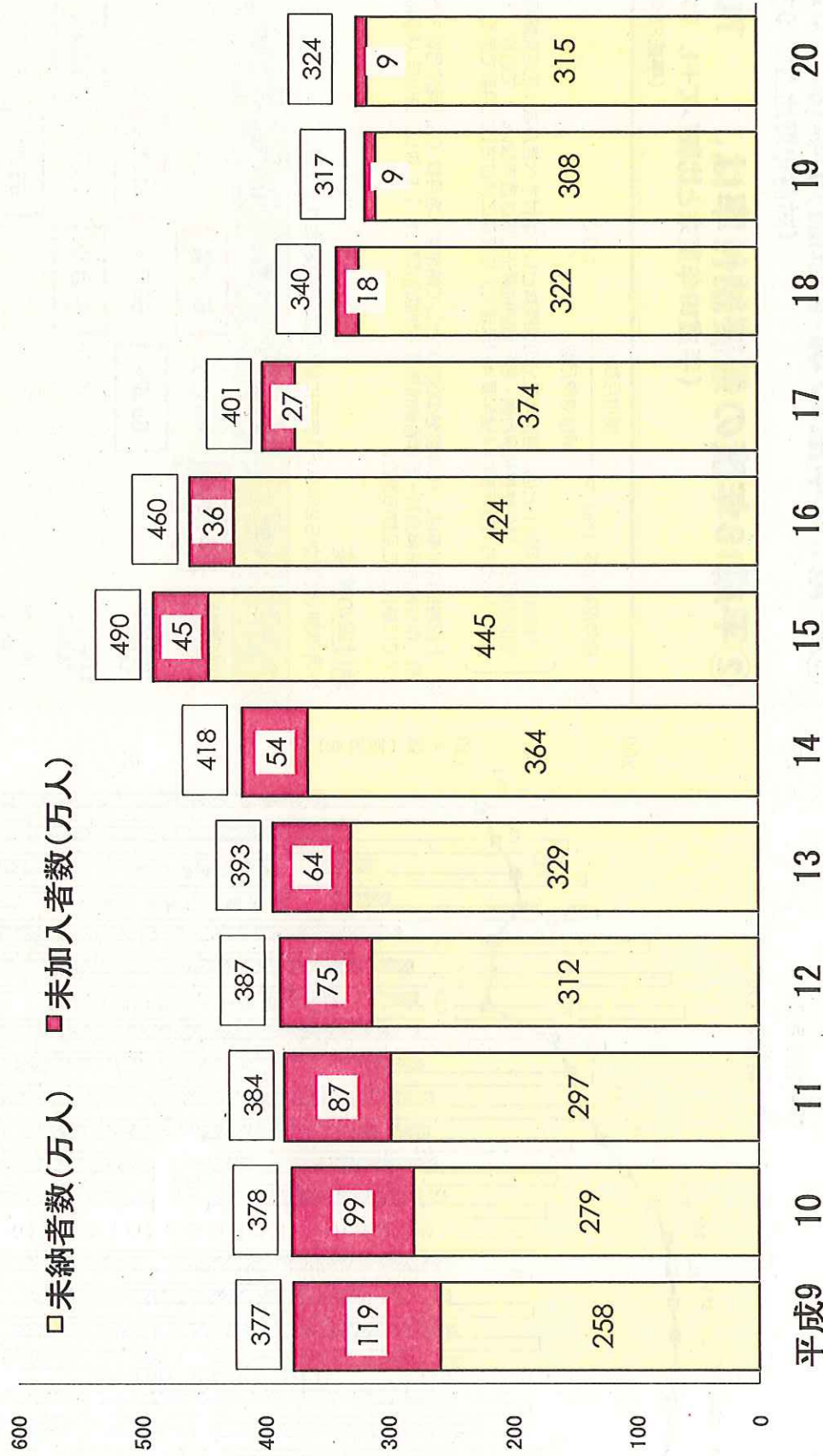
未納者 315万人 (注1) } 324万人
 未加入者 9万人 (注2) }

注1) 未納者とは、24か月（平成19年4月～21年3月）の保険料が未納となっている者。
 注2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に実施しなかったため、平成16年度結果を繰形按分した19年度の数値を仮置きしている。
 注3) 平成21年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(35万人)が含まれている。
 注4) 平成20年3月末現在。

(参考)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する手帳送付による職権適用が完全実施された平成9年度以降の推移)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。
なお、平成20年度の未加入者数は、平成19年度の年金加入状況等調査を実施しなかったため、平成19年度の数値を仮置きした数値となっている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成20年度の国民年金保険料の納付率等について

- ①平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)
- ②平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付対象月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

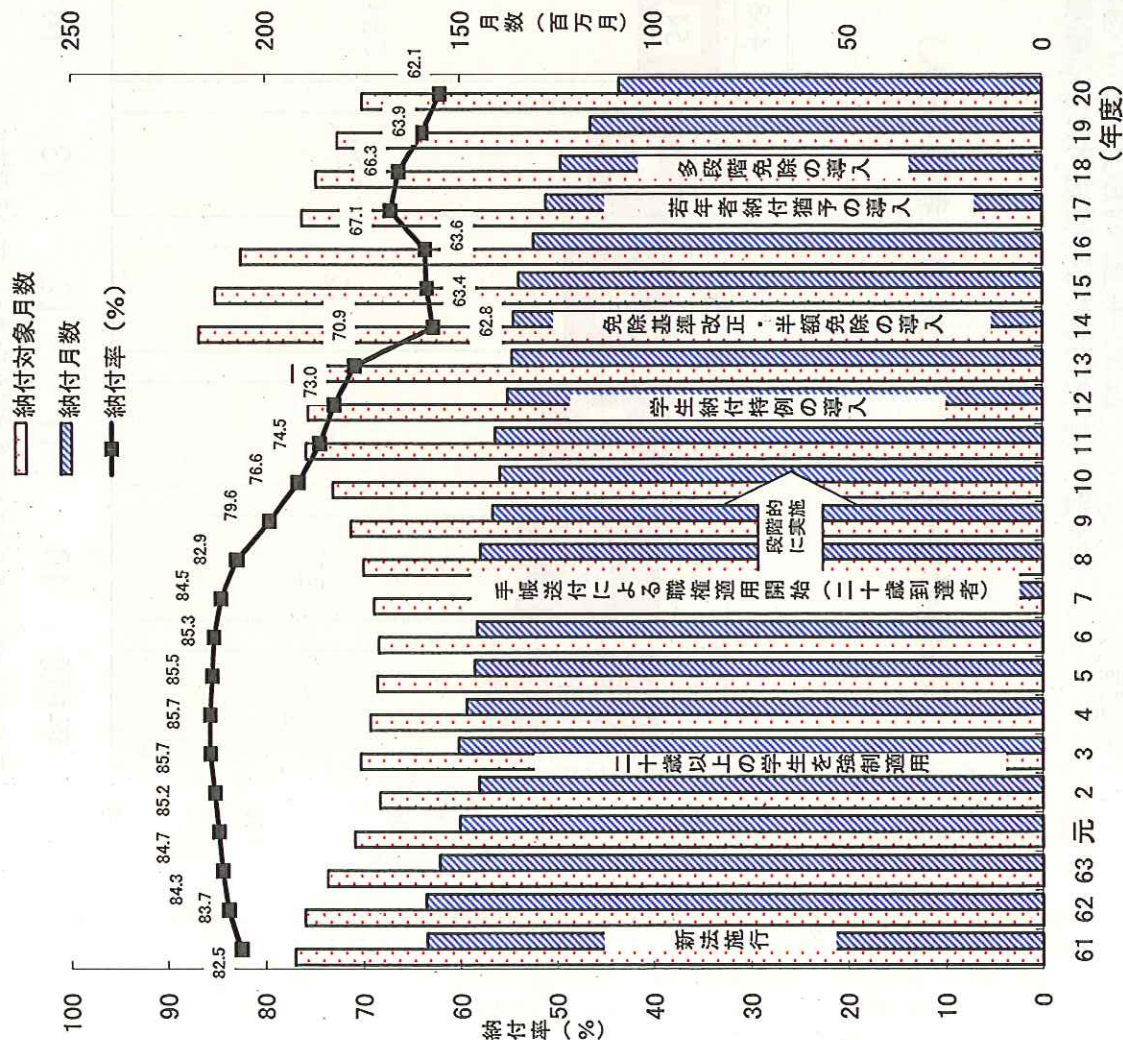
「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分 保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分 保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分 保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分 保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分 保険料					63.9%	66.7%
20年度分 保険料						62.1%



① 納付率の状況

○ 平成20年度の現年度分（20年4月～21年3月分）の納付率は、62.1%（対前年度比△1.9ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成19年度 (対前年度比)	11,609万月 (△3.1%)	18,153万月 (△2.9%)	63.9% (△2.3ポイント)
平成20年度 (対前年度比)	10,873万月 (△6.3%)	17,522万月 (△3.5%)	62.1% (△1.9ポイント)

○ 過年度分（18・19年度分）の納付率は、平成19年度末からそれぞれ1.7ポイント、2.8ポイントの伸び。

	18年度末	19年度末	20年度末
平成18年度分 (対前年度末伸び)	66.3%	69.0% (+2.8ポイント)	70.8% (+1.7ポイント)
平成19年度分 (対前年度末伸び)	—	63.9%	66.7% (+2.8ポイント)

② 目標納付率との関係

○ 平成15年8月の第1回国民年金特別対策本部において、平成19年度の現年度分納付率80%という中長期的な目標納付率を設定した。平成20年度の目標納付率についても、平成19年8月の第6回国民年金特別対策本部において、80%を維持することとした。

しかし、平成20年度の現年度分納付率の実績は目標納付率に及ばず、62.1%となった。

(目標納付率と実績の推移)

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(目標) 65.7% (実績) 63.6%	(目標) 69.5% (実績) 67.1%	(目標) 74.5% (実績) 66.3%	(目標) 80.0% (実績) 63.9%	(目標) 80.0% (実績) 62.1%

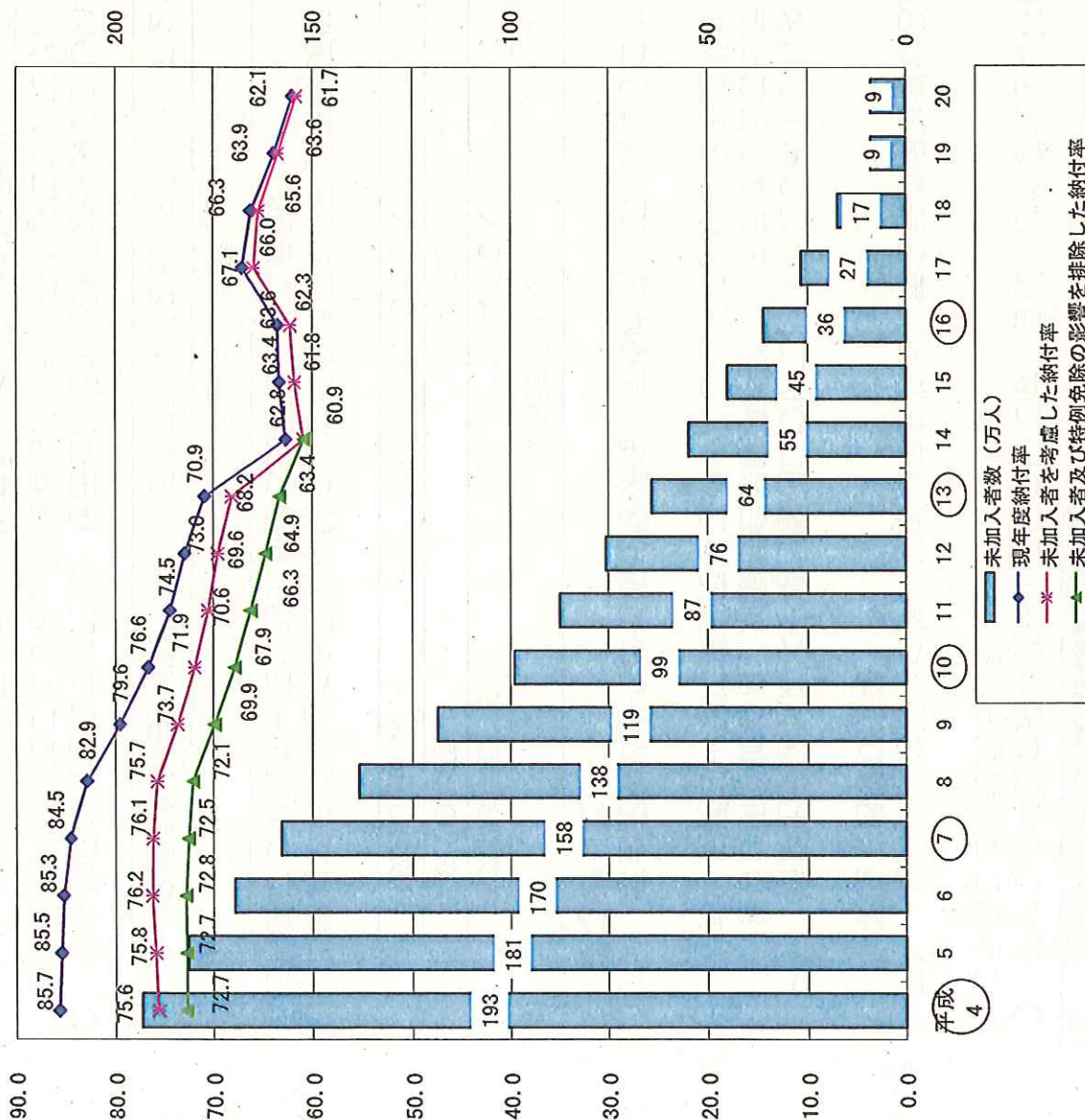
〔 80%とは…20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された「平成9年度の納付実績(79.6%)」等を勘案し、当面の目標値として設定。 〕

※ 平成21年度の目標納付率については、平成20年8月の第7回国民年金特別対策本部において、日本年金機構が設立されるまでの間(平成21年12月まで)は、80%を目標とし、その達成に向けて最大限努力することとしたところである。

○ また、時効までの2年間に最終的に納付された納付率をみることも一つの指標であることから、平成20年度においては、平成18年度分保険料の納付率を71.0%、平成19年度分保険料の納付率を66.9%とすることを目標としたが、目標納付率にはそれぞれ0.2ポイント及ばなかった。

平成18年度分	平成19年度分
(目標) 71.0% (実績) 70.8%	(目標) 66.9% (実績) 66.7%

(参考) 未加入者及び免除者を考慮した納付率



注: 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。
 なお、平成20年度の未加入者数は、平成19年度公的年金加入状況等調査を実施しなかったため、平成19年度の数値を仮置きした数値となっている。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少。

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例(実生活に配慮等)で免除が認められていた(特例免除)。

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり。

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

2 平成20年度の取組と総括について

① 取組結果に係る総括

○ 平成20年度の現年度納付率については、目標納付率を大きく下回る結果となったが、その主な要因としては、次のようなことが考えられる。

ア) 経済状況の悪化に伴い失業した者など、第2号被保険者から第1号被保険者へ移行した者に対する取組が十分に実施できなかった。

イ) 市場化テストによる納付督促について、平成20年10月より新たに市場化テストを実施する社会保険事務所90か所が加わり、対象社会保険事務所が185か所となったところであるが、市場化テスト受託事業者との協力・連携が十分に実施できなかったこと等により、その効果が十分に発揮されなかった。

ウ) 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組が年間を通じて十分に実施できなかった。

	収納担当配置人員	うち、収納従事人員	うち、年金記録問題等対応人員
平成19年度当初	1,400人	1,400人 (100%)	—
平成19年度末	1,400人	550人 (40%)	850人 (60%)
平成20年度末	1,500人	540人 (35%)	960人 (65%)

○ 市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨を着実に実施したことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られたところである。

	平成19年度	平成20年度	対前年度比
全額免除等合計(割合)	517万人 (25.8%)	521万人 (26.5%)	4万人 (+0.6ポイント)

○ 強制徴収の取組については、専任となる担当職員の確保が厳しい状況である中で、平成19年度以前着手分の整理を重点的に実施したことから、最終催告の新規着手件数については、年度目標を下回ることとなった。

しかし、担当職員一人当たりの差押件数や獲得納付月数については、平成18年度の実績を上回る結果となった。

② 収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
18年度末 19年度末 20年度末
40% → 40% → 38%
642万人 599万人 562万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
18年度 19年度 20年度
749万件 → 874万件 → 966万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
18年度 19年度 20年度
24万件 → 31万件 → 38万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用者数）
19年度 20年度
2万人 → 9万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成21年5月末現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督励対象

免除等対象

納付督励の実施

催告状（手紙）

H18年度 1,914万件
H19年度 897万件
H20年度 818万件

電話

H18年度 742万件
H19年度 915万件
H20年度 1,483万件

戸別訪問（面談）

H18年度 1,634万件
H19年度 1,455万件
H20年度 1,103万件

※上記件数には、市場化デスト分を含んでいる。

強制徴収の実施

	18年度	19年度	20年度
最終催告状	310,551件	40,727件	16,350件
納付等	102,335件	38,760件	4,899件
財産差押	11,910件	11,387件	5,534件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・納付等、財産差押の件数は、平成21年3月末現在

度重なる督促にも応じない

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督励の外部委託（H17.4～数値目標設定）
- 面談による納付督励に成果主義を導入（H17.10～）
- 市場化デストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）
（実施対象事務所数）
H18年度 35か所 255万件
H19年度 95か所 621万件
H20年度 185か所 1,669万件

免除等の周知・勧奨

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力（H19年度～）

国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付等（H20.4～）

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に
対し、関係団体から納付勧奨（H20.4～）、長期未納者の
場合は指定等を行わない（H21.4～）

広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭

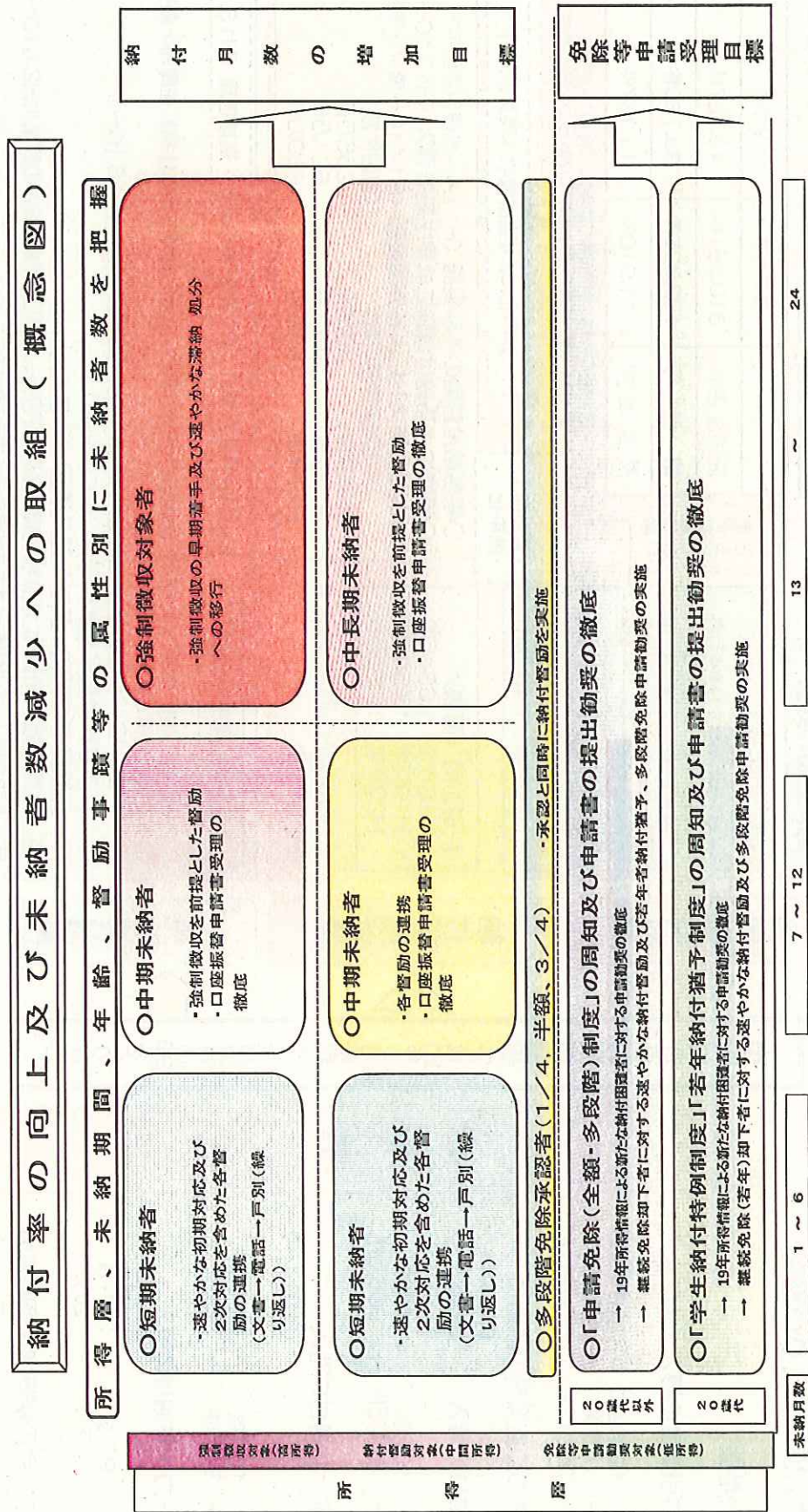
○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

③ 20年度行動計画における取組

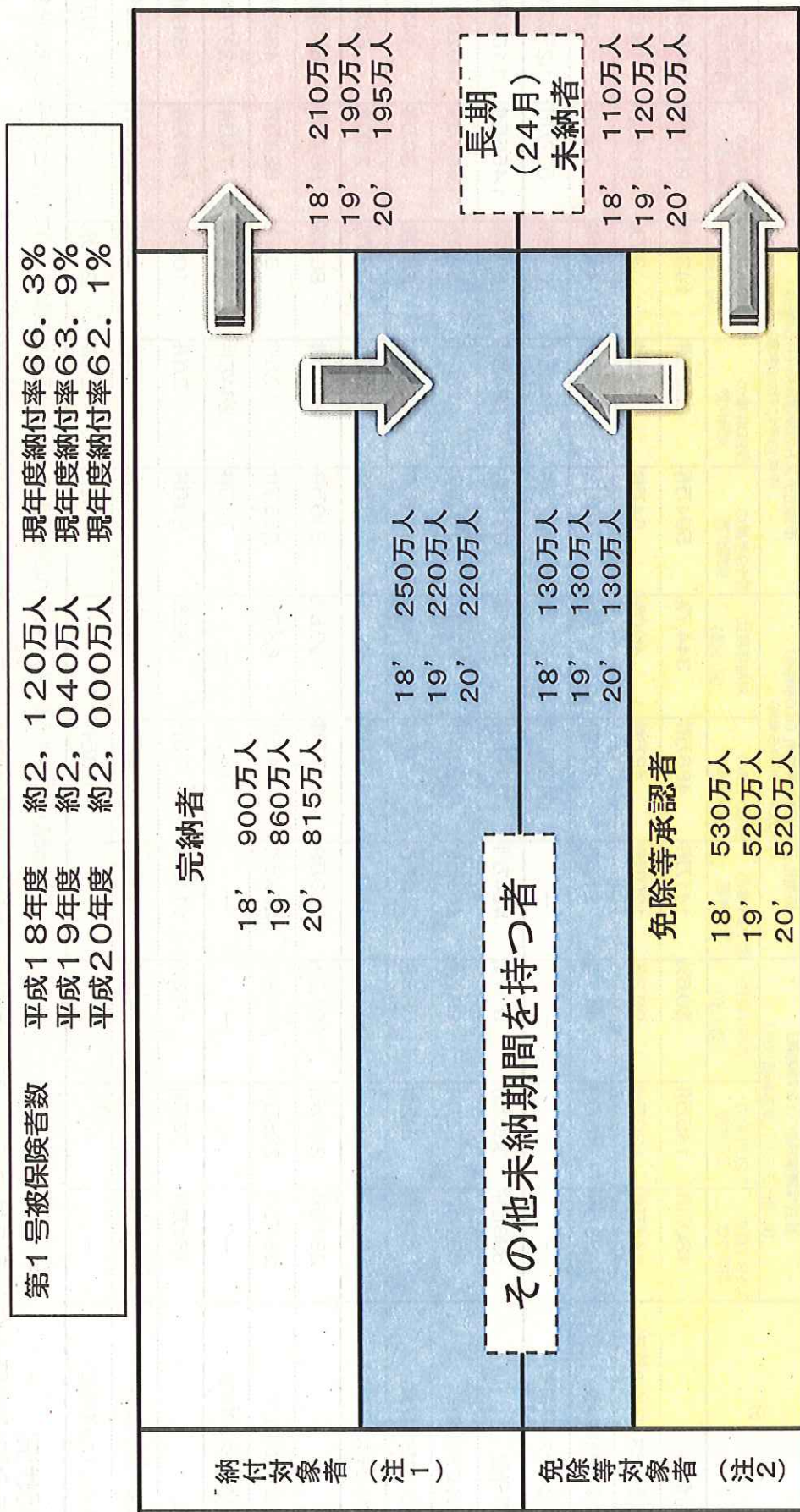
- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スクジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。

(概念図参照)



(参考) 収納実績及び免除等実績両面からの納付率の分析・評価

- 平成19年の国民年金特別対策本部会議において、免除等の不適正事を踏まえ、納付率を構成する収納実績(分子)と免除等実績(分母)とをそれぞれ評価することとした。
- また、収納対策の具体的な取組として、未納者の属性を把握し、納付対象者と免除等対象者の両面で、それぞれの属性内の未納者を減らす取組を進めることとした。



(注1)「納付対象者」とは、免除等対象者以外の第1号被保険者(任意加入被保険者含む)。
 (注2)「免除等対象者」とは、法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び若年者納付特例の承認基準に該当すると考えられる者。
 ただし、保険料を全月納付している者を除く。

④ 納付督促の実施状況

平成20年度における納付督促の取組状況については次のとおり。

区 分	社会保険事務所（127事務所 （市場化テスト対象事務所以外）			市場化テスト対象事務所（90事務所 （平成20年10月から実施）			市場化テスト対象事務所（95事務所 （平成19年10月から実施）			合 計		
	①19年度の 実施件数	②20年度の 実施件数	対前年度比 （②÷①）	③19年度の 実施件数	④20年度の 実施件数	対前年度比 （④÷③）	⑤19年度の 実施件数	⑥20年度の 実施件数	対前年度比 （⑥÷⑤）	⑦19年度の 実施件数	⑧20年度の 実施件数	対前年度比 （⑧÷⑦）
電話納付督促	180万件	145万件	80.6%	141万件	486万件	344.7%	594万件	852万件	143.4%	915万件	1,483万件	162.1%
再掲（市場化テスト以外の委託）	144万件	130万件	90.3%	120万件	48万件	40.0%	54万件	2万件	3.7%	318万件	180万件	56.6%
再掲（職員・収納指導員）	36万件	15万件	41.7%	21万件	10万件	47.6%	18万件	8万件	44.4%	75万件	33万件	44.0%
再掲（市場化テスト事業者）	—	—	—	—	428万件	—	522万件	842万件	161.3%	522万件	1,270万件	243.3%
戸別訪問督促	698万件	682万件	97.7%	424万件	238万件	56.1%	332万件	184万件	55.4%	1,455万件	1,103万件	75.9%
再掲（国民年金推進員）	681万件	672万件	98.7%	465万件	220万件	47.3%	255万件	135万件	52.9%	1,401万件	1,026万件	73.3%
再掲（職員・収納指導員）	17万件	10万件	58.8%	9万件	3万件	33.3%	4万件	1万件	25.0%	30万件	14万件	46.7%
再掲（市場化テスト事業者）	—	—	—	—	15万件	—	23万件	48万件	208.7%	23万件	63万件	273.9%
催告状	284万件	298万件	104.9%	273万件	247万件	90.5%	340万件	274万件	80.6%	897万件	818万件	91.2%
再掲（社会保険事務所）	284万件	298万件	104.9%	273万件	174万件	63.7%	266万件	10万件	3.8%	823万件	482万件	58.6%
再掲（市場化テスト事業者）	—	—	—	—	73万件	—	74万件	264万件	356.8%	74万件	337万件	455.4%
集合徴収	161万件	23万件	14.3%	111万件	7万件	6.3%	20万件	2万件	10.0%	291万件	31万件	10.7%
再掲（社会保険事務所）	161万件	23万件	14.3%	111万件	6万件	5.4%	19万件	1万件	5.3%	290万件	30万件	10.3%
再掲（市場化テスト事業者）	—	—	—	—	0.6万件	—	1万件	0.2万件	20.0%	1万件	1万件	100.0%

※上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは一致しない場合もある。

(取組状況)

- ・ 年金記録問題への対応に労力を要したことから、職員・収納指導員による督促活動が十分に実施できなかった。
- ・ 市場化テストによる納付督促は、平成19年10月より95か所実施、平成20年10月より90か所を追加した。これに伴い、電話納付督促件数が大幅に増加しているが、戸別訪問督促件数は減少している。
- ・ 催告状については、市場化テスト対象事務所において、送付件数が減少している。
- ・ 集合徴収は、特に年金記録問題への対応による影響が大きく、また、未納者属性に応じて対象者を絞り込んだ上で、未納者の実態に応じた文書を発送するなど効率的・効果的に実施しているが、実施件数は大幅に減少している。

⑤ 免除等の実施状況

- 市町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当する者に対して、申請勸奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者に対し、職員及び国民年金推進員が、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組の結果、平成20年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を0.6ポイント上回った。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	19年度		20年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	2,001万人	—	1,966万人	—	△35万人	—
全額免除者数等合計	517万人	25.8%	521万人	26.5%	4万人	+0.6ポイント
法定免除者数	113万人	5.6%	114万人	5.8%	1万人	+0.2ポイント
申請全額免除者数	202万人	10.1%	204万人	10.4%	3万人	+0.3ポイント
学生納付特例者数	166万人	8.3%	165万人	8.4%	△1万人	+0.1ポイント
若年者納付猶予者数	37万人	1.8%	37万人	1.9%	0	+0.1ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。

⑥ 強制徴収の実施状況

○ 平成20年度の強制徴収の取組については、年金記録問題への対応を最優先に行うこととしたことから、強制徴収の担当職員も平成18年度の約700人の体制をピークに、平成19年12月には約430人、平成20年度には約260人の体制となり、厳しい状況を余儀なくされた。

こうした状況の中、平成20年度は、平成19年度以前着手分を優先的に取り組むこととしたことから、新規の最終催告件数は16,350件と減少した。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
前年度からの繰越件数		6,105件	24,745件	150,466件	364,354件	359,628件
最終催告件数	9,653件	31,497件	172,440件	310,551件	40,727件	16,350件
当該年度管理件数	9,653件	37,602件	197,185件	461,017件	405,081件	375,978件

○ なお、担当職員一人当たりの差押件数についてみると、平成20年度は約21件と、平成18年度の水準を上回る結果となった。

(担当職員一人当たりの差押実施件数)

・ 平成18年度	11,910件	÷	約700人	≒	1.7件
・ 平成19年度	11,387件	÷	約430人(注)	≒	2.6件
・ 平成20年度	5,534件	÷	約260人	≒	2.1件

(注) 平成19年1.2月時点の担当職員数

◆実施状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
最終催告件数	(当年度件数) 9,653件	31,497件	172,440件	310,551件	40,727件	16,350件
	(累 計) 9,653件	41,150件	213,590件	524,141件	564,868件	581,218件
督促件数	(当年度件数) 418件	3,724件	37,126件	121,113件	28,485件	8,160件
	(累 計) 418件	4,045件	41,171件	162,284件	190,769件	198,929件
差押件数	(当年度件数) 50件	125件	3,048件	11,910件	11,387件	5,534件
	(累 計) 50件	146件	3,194件	15,104件	26,491件	32,025件

○ また、担当職員一人当たりの獲得納付月数についてみると、新規着手分の減少の影響があるものの、平成20年度は約1,420月と、平成18年度の水準を上回る結果となった。

(担当職員一人当たりの獲得納付月数)

・ 平成18年度 894,955月 ÷ 約700人 ≒ 1,279月
 ・ 平成19年度 968,855月 ÷ 約430人(注) ≒ 2,253月
 ・ 平成20年度 370,338月 ÷ 約260人 ≒ 1,424月

(注) 平成19年12月時点の担当職員数

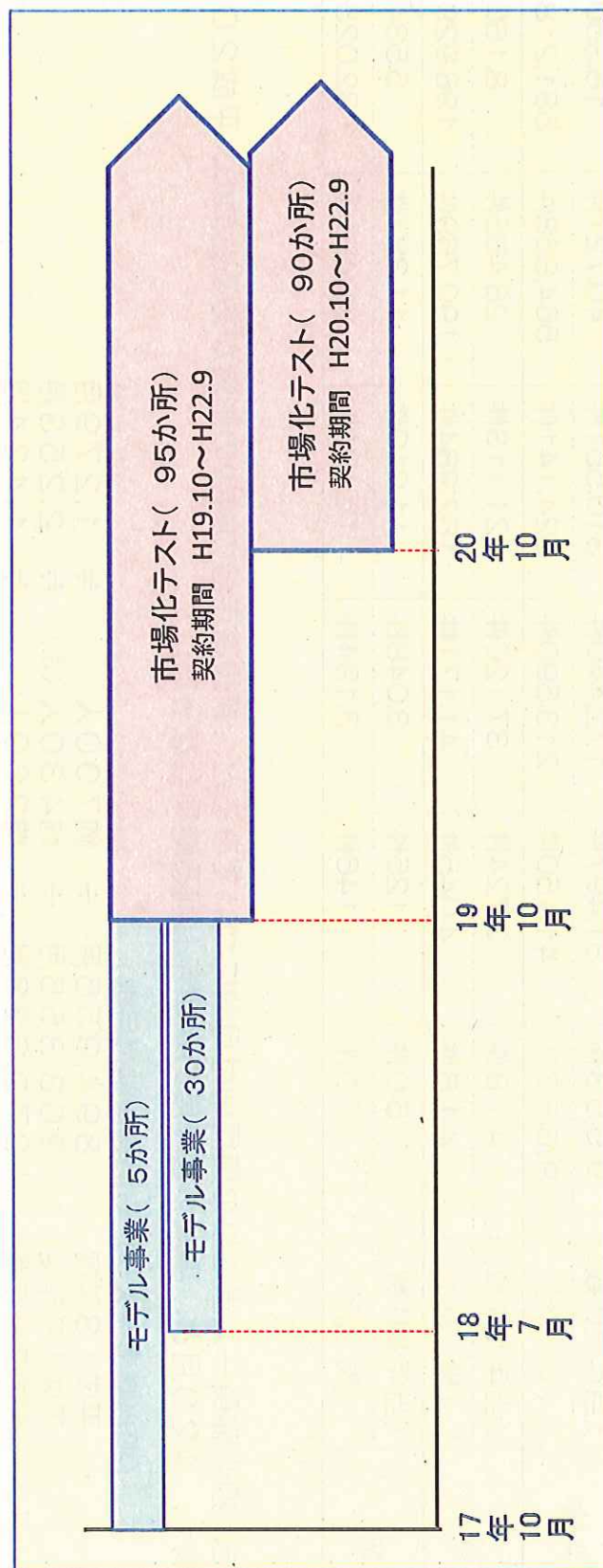
	平成16年度中	平成17年度中	平成18年度中	平成19年度中	平成20年度中
新規納付対象月数	687,707月	3,845,209月	7,602,671月	885,265月	367,421月
納付月数	113,447月	430,988月	894,955月	968,855月	370,338月
口座振替獲得者数	3,589人	12,879人	30,877人	9,665人	1,335人
完納者数	3,291人	12,165人	25,436人	27,735人	13,253人

(注) 完納者とは、最終催告又は督促の対象となった未納保険料を完納した者をいう。

⑦ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- ・ 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- ・ 平成18年7月からは、30か所の社会保険事務所を追加して「市場化テストモデル事業」を実施。
- ・ 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- ・ 平成20年10月からは、90か所の社会保険事務所を追加して、合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。



2 実施状況

○ 実施状況・・・資料3参照

■ 評価期間、対象社会保険事務所

【継続95か所：平成20年5月から平成21年4月までの12か月】《17事務局、35地区、95事務所》
【拡大90か所：平成20年10月から平成21年4月までの7か月】《22事務局、30地区、90事務所》

■ 事業実績（要求水準の達成状況）

※ 要求水準・・・受託事業者に対する事業目標

・納付督促対象月数のうち委託期間中に当該社会保険事務所に収納された納付月数
（過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収により納付されたものを除く。）

達成 = 25事務所（6地区）
未達成 = 160事務所（59地区）

※185 事務所全体の達成率（収納実績／要求水準）＝8,607,588月／9,343,000月＝92.1%

【継続95か所】 達成＝24事務所（6地区）、未達成＝71事務所（29地区）

※ 95 事務所全体の達成率（収納実績／要求水準）＝6,211,535月／6,398,700月＝97.1%

【拡大90か所】 達成＝1事務所（0地区）、未達成＝89事務所（全30地区）

※ 90 事務所全体の達成率（収納実績／要求水準）＝2,396,053月／2,944,300月＝81.4%

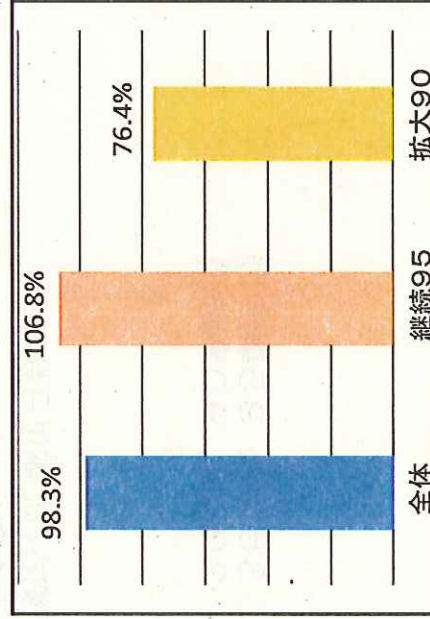
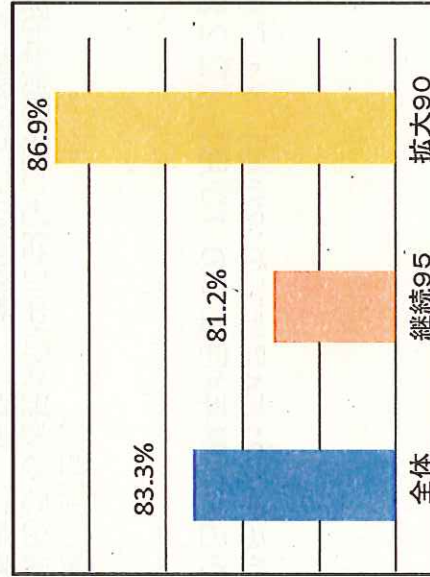
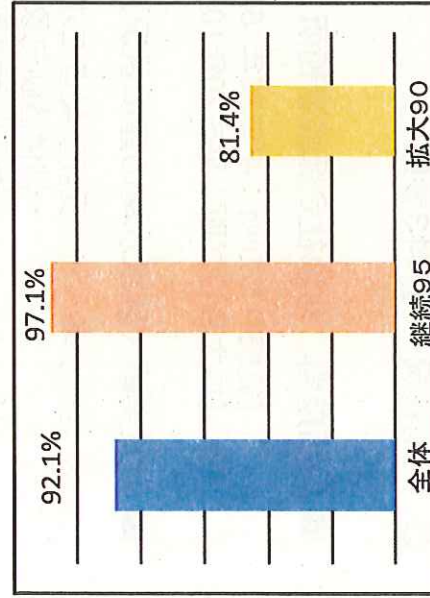
【現年度分】 達成 = 15事務所 (2地区)、未達成 = 170事務所 (63地区)

- ※ 【継続95】 達成 = 3事務所、未達成 = 92事務所
事務所の達成率 (収納実績/要求水準) = 1,971,019月 / 2,428,200月 = 81.2%
- ※ 【拡大90】 達成 = 12事務所、未達成 = 78事務所
事務所の達成率 (収納実績/要求水準) = 1,207,612月 / 1,389,600月 = 86.9%
- ※ 185 事務所全体の達成率 (収納実績/要求水準) = 3,178,631月 / 3,817,800月 = 83.3%

【過年度分】 達成 = 74事務所 (22地区)、未達成 = 111事務所 (全43地区)

- ※ 【継続95】 達成 = 74事務所、未達成 = 21事務所
事務所の達成率 (収納実績/要求水準) = 4,240,516月 / 3,970,500月 = 106.8%
- ※ 【拡大90】 達成 = 0事務所、未達成 = 90事務所
事務所の達成率 (収納実績/要求水準) = 1,188,441月 / 1,554,700月 = 76.4%
- ※ 185 事務所全体の達成率 (収納実績/要求水準) = 5,428,957月 / 5,525,200月 = 98.3%

要求水準の達成状況



現年度＋過年度

現年度分

過年度分

■ 事業経費（納付月数1月当たりのコスト（単純比較））

社会保険事務所の督励実績を見ると、電話や戸別訪問にかなりのウェイトをおいて納付督励を実施しているが、受託事業者においては電話による納付督励が中心で、戸別訪問を実施しない又は一部に対してのみ実施するなどといった状況となっている結果、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

■ 評価

平成20年度における受託事業者の事業実績については、25事務所については現年度分と過年度分を併せた要求水準を達成したが、160事務所については要求水準を達成できなかった。

現年度分の要求水準に着目すれば、継続95か所のうちの3事務所が要求水準を達成したが、残りの92事務所は要求水準を達成できず、継続95か所全体の要求水準達成率は81.2%と低調であった。また、拡大90か所のうちの12事務所が要求水準を達成したが、残りの78事務所は要求水準を達成できず、拡大90か所全体では要求水準達成率は86.9%と、要求水準を達成することはできなかった。

なお、コストについては、社会保険事務所による納付督励と比較して、人件費を中心に相当の削減が図られている。

〔事業実績等が低迷した要因〕

- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる要求水準を上回る納付月数の獲得に向けた取組が十分に実施されなかった。
 - 拡大した90事務所の督励実施状況については、社会保険事務所が実施した平成17年度の納付督励実績に比較して、電話による納付督励が中心であり、戸別訪問については実施しない又は一部に対して実施するなど、受託事業者の実績は低調である。また、納付督励の総件数についても、社会保険事務所に比して受託事業者の実績は低調なものとなっている。
 - 平成19年10月から継続実施している95事務所の督励実施状況については、前年度から引き続き、電話による納付督励が中心であり、戸別訪問については実施しない又は一部に対して実施するなど、受託事業者の実績は低調である。
- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる口座振替の獲得に向けた取組が十分に実施されなかった。
- 社会保険事務所と受託事業者が積極的に協力・連携し、納付率の向上を目指すという取組が十分に実施できなかった。
 - 社会保険事務所等においては、受託事業者の納付督励実績の報告を踏まえて、評価・分析を行い、今後の督励方法のあり方や効率のかつ効果的な手法をお互いに検討するなど、受託事業者との間で定期的な意見交換を行う体制が十分にとられていなかった。
 - また、過去に社会保険事務所が実施してきた効果のある手法や地域情報等を受託事業者に提供することにより、受託事業者と社会保険事務所が納付率向上のために、包括的に納付督励事業を推進していくという取組が十分に実施できなかった。

⑧ その他の状況

口座振替納付の利用促進

口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施。しかしながら、新規口座振替利用者が伸びず、平成20年度における口座振替納付者は562万人にとどまり、口座振替利用率は38.0%（対前年度比△1.5ポイント）となった。

	平成19年度	平成20年度	対前年度比
口座振替納付者数	599万人	562万人	△37万人
口座振替利用率	39.5%	38.0%	△1.5ポイント

クレジットカード納付の導入

平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図ったところである。平成20年度における利用者は約9万人であり、徐々にではあるが利用者は確実に増加している。

	平成19年度	平成20年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	2.4万人	9.4万人	+7万人
クレジットカード利用率	0.2%	0.6%	+0.4ポイント

コンビニ・電子納付の利用促進

平成20年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は966万件（対前年度比92万件増）、収納月数は1,533万月（対前年度比172万月増）となっており、全納付保険料の13%を占めた。コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、38万件（対前年度比6万件増）、収納月数は95万月（対前年度比20万月増）となり、着実な利用が図られている。

	平成19年度	平成20年度	対前年度比		平成19年度	平成20年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	874万件	966万件	+92万件	電子納付利用件数	31万件	38万件	+6万件
コンビニ納付収納月数	1,361万月	1,533万月	+172万月	電子納付収納月数	75万月	95万月	+20万月

3 平成21年度の収納対策について

平成21年度においては、年金記録問題への対応を最優先としつつ、日本年金機構が設立されるまでの間（平成21年12月まで）、目標納付率80%の達成に向けて最大限努力する。

具体的な取組においては、非常勤職員の活用による体制強化等により、下記の収納対策を推進し、平成21年12月末時点の現年度納付率を、平成20年度の現年度納付率より3ポイント以上(年度ベースで4ポイント以上)上昇させることを目指す。

平成21年度の収納対策の主な内容

① 市場化テストの効果を最大限発揮させるための取組の推進

- 市場化テスト実施社会保険事務所について、平成21年10月より、127か所追加拡大し、全国312か所すべての事務所において実施。
- これまでの実績評価を踏まえて市場化テストの効果を最大限発揮させるため、本庁・社会保険事務局・社会保険事務所と受託事業者が協力・連携を図りつつ、一体となって収納対策に取り組む。
- 受託事業者が作成した実施計画に基づき、週次単位での進捗管理を実施。

② 保険料負担が困難な方に対する免除勧奨の徹底

- 平成21年10月から免除申請手続きの簡素化を図るとともに、勧奨後の進捗管理の徹底を図る。
- 平成21年10月から追加拡大する127か所の市場化テスト実施事務所においては、免除勧奨業務も市場化テストの対象とし、その効果を最大限発揮させる。
- 基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられたことにより、免除期間に対する年金保障の充実が図られたことについての周知・広報に力を入れて取組、免除勧奨対象者の申請促進を図る。
- 市町村やハローワークとの連携強化により、失業等に伴い第1号被保険者となった者に対して、免除制度の周知、申請勧奨の徹底を図る。

③ 強制徴収の効果的な実施

- 平成21年度についても、限定された人員での取組となることから、業務量を十分に把握した上で実施スケジュールを策定し、効率的かつ効果的な取組を行うための実施体制の構築にも創意工夫し、納付月数の確保に努める。
- また、平成22年1月の日本年金機構の発足に向け、平成20年度以前に着手したものについて、確実な督促状の発付、財産調査、差押えまでの取組を着実にを行い、機構への引き継ぎが円滑にできるよう徹底を図る。

① 市場化テストの効果を最大限発揮させるための取組の推進

- 現在市場化テストを実施している185か所の社会保険事務所に加え、平成21年10月からは127か所を追加し、全国312か所すべての社会保険事務所で市場化テストを実施する。
(127か所の追加分については、免除勧奨業務を委託事業に追加)
- 社会保険事務所の収納対策の全体戦略は、社会保険事務所自らが構築するものであり、その一つのパーツとして未納者に対する納付督促業務の民間委託を最大限活用するため、本庁、社会保険事務局、社会保険事務所と受託事業者との協力・連携を強化し、一体となって、全体の納付状況向上を目指す。
- 具体的には、社会保険事務所においては、自らは強制徴収等の業務を効果的に実施し、受託事業者の取組状況を把握の上、適切な指導・助言を行うとともに協力・連携を図る。
- 受託事業者と連携した取組を推進する。
 - 社会保険事務所において、受託事業者の取組状況について、週次単位での進捗管理を実施し、必要に応じて納付督促方法等の見直しを促す。
 - 毎月、社会保険事務局において事業実績の分析を行い、社会保険事務局・社会保険事務所と受託事業者との収納対策に関する打合せを開催し、収納対策の内容、取組時期等について調整を行う。
 - 同一の受託事業者と契約している複数の社会保険事務局と当該事業者との合同打合せ等を実施し、より効果的な取組について指導・助言及び意見交換を行う。
 - 複数の受託事業者と契約している社会保険事務局は、受託事業者との合同打合せ等を実施し、より効果的な取組について指導・助言及び意見交換を行う。
 - 本庁主催による市場化事業者とのヒアリングを社会保険事務局と合同で実施し、市場化業者との連携を強化する。

② 保険料負担が困難な方に対する免除勧奨の徹底

市町村から提供される所得情報を最大限活用し、免除等申請勧奨を着実に実施するとともに、失業等に伴い第1号被保険者となった者に対して、関係機関との連携強化により、免除制度の周知、申請勧奨の徹底を図る。

- 市町村に対して所得情報の磁気媒体による早期提供を依頼し、未納者属性（年齢・所得層・未納期間等）に応じた効率的・効果的な収納対策実施計画を策定する。
- 平成21年10月から免除申請手続きの簡素化を図るとともに、申請書の未提出者に対する再勧奨を含めた進捗管理の徹底を図る。
- 平成21年10月から追加拡大する127か所の市場化テスト実施事務所においては、受託事業者との連携を強化し、免除勧奨業務の効果を最大限発揮させるため、これまで社会保険事務所が実施してきた効果的な対策のノウハウ等を含めた必要な情報提供と、適切な指導・助言を行う。
- 基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられたことにより、免除期間に対する年金保障の充実が図られたことについての周知・広報に力を入れて取り組み、免除勧奨対象者の申請促進を図る。
- 市町村との連携強化により、市町村窓口における免除制度説明や市町村広報誌等を通じての「免除制度」、「国庫負担2分の1への引き上げ」等の周知を進める。
- ハローワークとの連携強化により、雇用保険受給者初回説明会や初回認定日における年金相談窓口の設置を含め、免除制度等の周知及び免除等申請書がハローワークで受理できる体制の整備を進める。
- 主要な国公立大学に対して、学生納付特例申請に関する代行事務促進のための協力を依頼するとともに、在学生への学生納付特例制度の周知及び卒業生への若年者納付猶予制度の周知のため、大学等にチラシ設置やホームページへの掲載などについて協力を依頼する。

③ 強制徴収の効果的な実施

平成21年度の取組

- 強制徴収の当面の取組の目安は下記のとおり設定する。
 - ・ 督促状の発行件数は、最終催告状送付者の50%以上
 - ・ 差押えの執行件数は、督促状送付者の20%以上
 - ・ 口座振替獲得件数は、最終催告状送付者の20%以上
 - ・ 強制徴収における収納月数は、最終催告対象月数の30%以上
- 平成20年度以前着手分を重点的に取り組むこととし、督促状発付後の対象者への優先的な対応とともに、最終催告状送付後に納付が不履行となった者についても、進捗管理を徹底した上で、速やかに滞納処分へ移行し、納付月数及び口座振替等の確保に向けた取組を実施する。
- 「滞納処分」においては、法的な知識を有したスキルの高い徴収職員が必要であることから、継続的に職員の指導・育成を行う。

強制徴収に関する支援体制等

- 平成21年度においては、行動計画の進捗状況等に基づき、過年度着手分の業務量が多く、進捗が低調と判断される場合は、本庁と社会保険事務局が連携を図りながら、社会保険事務局に対する業務面の現地指導を計画的に行うこととする。
- なお、平成21年度も限定された人員で取り組むこととなる中で、確実な実施体制を構築することが必要であることから、月のうち一定時期を定め、強制徴収業務を集中して実施する方式等の実施体制の構築に向けて、本庁から社会保険事務局に対して助言・指導を行う。